

特別支援をめぐる情勢報告

はじめに

・2009年から3者（県高等学校教育文化会議・全国障害者問題研究会長野支部・県障害者運動推進協議会）でこの学習会を共催ですすめ13年目。昨年度はコロナ感染症のため中止したので12回目の開催となります。この学習会開催の意義は、発達障害の生徒の増大など高校における特別支援教育の必要性が顕在化したことにより、通常学校や特別支援学校との連携の重要性が増したことにあります。

1, コロナ禍でのオリンピック・パラリンピック開催について

・声明『コロナ禍でのオリパラ強行ではなく、すべての人々のいのちと健康、くらしを守ろう』

5月9日、全国障害者問題研究会常任委員会が出しました

・『政府は中止を決断せよ』信濃毎日新聞社説 5月23日 「コロナ対応を最優先し、出口戦略を描くこと。国民の命と暮らしを守る決断が、日本政府に求められる」

・『中止の決断を首相に求める』朝日新聞社説 5月26日

世論調査では、83%が「中止・再延期」朝日新聞 5月17日

2, 長野県の高校再編の動き

・高校では、急激な少子化の影響を受け、2007年～18年度に進めた第1期再編計画で統合された新校を再び統合することとなりました。

・県教育委員会は3月25日の定例教育委員会で県立学校の第2期再編のうち、旧第2通学区（須坂、中野市など）の中野立志館高校と中野西、須坂東と須坂創成をそれぞれ再編統合するとした「再編・整備計画」の2次案を決めました。旧第8通学区（上伊那地域）で上伊那農業や駒ヶ根工業など4校の職業科を再編統合して総合技術高校を新設し、赤穂を総合学科高校に転換することを盛り込みました。

3, 長野県の高等学校における発達障がいの実態

発達障がい児・者の問題が顕在化するなかで、2005年、「発達障害者支援法」が施行されました。この法律の施行により、初めて発達障がい児・者は支援すべき対象とされました。また、この施行をもって、発達障がいという言葉が社会に飛躍的に広がりました。2016年に改定されますが、「発達障がい者への支援は、社会的障壁を除去するために行う」という基本理念が追加され、環境整備を社会の責任で行うことを明らかにしました。

2007年から特別支援教育制度がスタートし、幼稚園から高校まで、知的障害のない発達障がいの児童・生徒が教育の対象となりました。2012年、小・中学校の通常学級に在籍する発達障がいの児童は6.5%（文科省の調査）との調査結果が明らかとなり、多くの発達障がい児が通常学級に在籍することが推測されます。2016年、「障害者差別解消法」が施行され、国公立大学の障がい学生への「合理的配慮」が義務づけられ、発達障がいの課題は大学段階にまで及んでいます。また、国は、高校での「通級指導教室」に本格的に取り組み始めています。

①小・中・高等学校ともに発達障がいの診断を受ける児童・生徒が年々増加している

・高校における医師による発達障がいの診断を受けている生徒の割合は、2020年度（令和2年度）3.39

%（小・中は 5.73%）となっており、調査開始以来（2007 年度（平成 17 年度）は、0.36%）最も高い割合になっています。率で約 9.4 倍増化しています。

②発達障がい診断を受けている生徒の在籍状況

（単位：人）

障害名	全日制	定時制	通信制	合計	全体比
LD	80	16	0	96	0.21%
ADHD	295	45	5	345	0.76%
ASD	428	119	24	571	1.25%
複数の診断	308	161	64	533	1.17%
合計	1,111	341	93	1,545	3.39%
%	2.63	19.6	5.7	3.39	

スクリーニング（チェックシートを用いて生徒の行動を観察するもの）により、特別な支援が必要だと思われる生徒数は以下の通り

（単位：人）

課程	全日制	定時制	合計	対全体比
令和2年度	1,051	221	1,272	2.90%
%	2.49	12.69	2.90	

・県内の生徒数 全日制 42, 168 人 定時制 1, 741 人 通信制 1, 632 人 合計 45, 541 人
「令和 2 年度 発達障がいに関する実態調査の結果について」

③中学校特別支援学級から高校に 579 名、73.0%が入学する（令和 2 年度）全国トップの実績

（単位：人）

年度	卒業生数	高等学校	特別支援学校高等部	就職	その他
平成30年度	820	598	172	3	24
比率 (%)	100	72.9	21.0	0.4	2.9
令和元年度	792	593	152	6	25
比率 (%)	100	74.9	19.2	0.8	3.2
令和2年度	793	579	164	3	29
比率 (%)	100	73.0	20.7	0.4	3.7

「令和 2 年度 特別支援学校中学部及び中学校特別支援学級卒業生の進路状況について」

3、特別支援教育をめぐって

県内の特別支援学校高等部では、その多くは就職準備のための教育課程で編制されています。2016 年 1 月の総合教育会議の席上で、特別支援学校就労支援総合事業（「働きたい」支援事業）の導入が決まり「技能検定」が取り組まれることとなります。現場ではそれまで約 2 割の就職率が約 1 割上昇し、現在約 3 割となっています。就職させることは目的ではなく、あくまでも手段のほうです。生徒にとっての本当の幸せとは何かを考えたい。専攻科や大学・短大への進学など一般の高校生との乖離は大きく、教育年限の延長を求めたい。また、「学びの作業所」の取り組みなど進めたいところです。

①高等部卒業生の約 3 割が就職する。令和 2 年度は、コロナ感染症のため、前年比で 8.4%のマイナス（36 人減）の 21.7%となりました。盲・ろう専攻科、大学・短大、各種学校の進学者は、3%にも

満たない状況です。

(単位：人)

年度	卒業者数	卒業者数（過年度生除く）	進学	就職	社会福祉施設等
平成30年度	375	375	5	98	255
比率（％）		100	1.3	26.1	68.0
令和元年度	379	379	11	114	238
比率（％）		100	2.9	30.1	62.8
令和2年度	360	360	10	78	250
比率（％）		100	2.8	21.7	69.1

「令和2年度 特別支援学校高等部卒業者の進路状況について」

②文科省の「特別支援学校設置基準案」にかかわって

5月26日、文科省は「特別支援学校の設置基準案」を公表しました。国が設置基準を策定することは、これまで長年にわたって、私たち教職員組合と全国の父母、保護者、教職員、関係者とが力を合わせて取り組んできた運動の成果です。

しかし、まもなく誕生しようとしている『特別支援学校設置基準』の案は私たちが求めてきた基準とは大きくかけ離れています。文科省の2019年度実態調査でも、全国では3162教室が足りていない現状です。「慢性的な教室不足が続いている特別支援学校の教育環境を改善する」という目的は基準案に書かれましたが、既存校は「当分の間」、適用を除外されています。現存する学校の過大過密の解消につながる「設置基準」にはならない可能性があります。

パブリックコメントの募集期間は5/26（水）から6/26（土）までの短期間です。他の学校種をみても一度設置基準が制定されたら、改正が行われることは想定しにくいです。今まさに案の段階のとりくみが重要です。学校現場の厳しい状況、教育活動上おきている様々な制限、子どもたち、保護者、教職員の負担、そういった現状を書き加えながら、文科省への意見を全国から集中して、圧倒的な数を寄せましょう。私たちが求めてきたのは、このような現状追認の「設置基準」ではありません！設置基準を実効あるものにして、この10余年の運動を結実させましょう!!（全教の呼びかけ）

③県教育委員会が長野県特別支援学校整備基本方針を決定

今年1月18日から2月18日まで「長野県特別支援学校整備基本方針（案）」に関する県民への意見募集が行われました。そして、3月11日に行われた特別支援教育連携協議会では、「県民のみなさまからのご意見及び対応の考え方（案）」と「長野県特別支援学校整備基本方針（案）」を示し、委員による検討が行われました。そして、3月25日、県教育委員会は教育委員会定例会において、「長野県特別支援学校整備基本方針」*1を決定しました。

○現状追認の基本方針

この基本方針の冒頭には、「本県の特別支援学校は、施設の老朽化とともに児童生徒数の増加に伴う狭隘化が課題となっており、これまで校舎の増築や特別教室の転用等で対応してきましたが、充実した学びを提供するために、教育環境の抜本的な改善が必要な時期を迎えています。」と現状認識が書かれていることは評価できますが、全体を見ると現状追認に他なりません。教室不足、施設設備の不備、教職員とりわけ専門職の不足への対応が甚だ不十分で、「教育環境の抜本的な改善」に迫る中身ではありません。

○意見募集が方針に反映されているとは言えない

意見募集では、46人（一般・団体7人、特別支援学校教員21人、小中学校教員7人、保護者12人）から、67項目188件の意見が寄せられました。

○障害者権利条約の理念を基盤とすること

「障害者権利条約」の目的「障害者が、その人格、才能及び想像力並びに精神的及び身体的な能力とその可能な最大限度まで発達させること」や確保すべきこと「障害者を包摂するあらゆる段階の教育制度及び生涯学習を確保する」を踏まえ、「基本方針（案）」の理念と全体についての再検討が必要」との意見に対して、県は「本方針（案）は当該条約を踏まえて作成しています」と背を向けています。本来であれば、基本方針の冒頭で障害者権利条約の理念をどう生かすのかを積極的に明記する必要があります。障害者権利条約の理念を基本方針の基盤とすることで、人権侵害とも言える学校の過密・過大化、教職員不足など「教育環境の抜本的な改善」に正面から向き合うことが迫られます。

○青年期の学びを豊に

「障害者権利条約24条の5の「他の者との平等を基礎として一般的な高等教育を保障する」を踏まえ高等部卒業後の専攻科・短大・大学や福祉と連携した「学びの作業所」等を充実させ教育年限の延長を図り、職業訓練だけではなはな青年期の豊かな教育を保障すべき。」の意見に対しては、文科省の「障害者の生涯を通じた学習活動の充実に向けた取組」などについて今後も幅広く情報収集に努めるとしており、具体的なアクションを起こす施策はありません。これでは、高等部の教育が「企業との協働」を前提とする「一般就労」のための準備教育となり、偏った学習内容となってしまいます。ゆっくりと時間をかけて学ぶ必要がある児童生徒のため、青年期の豊かな学びを保障することが必要です。

○分校の設置や学校の新設を

教育環境等の考え方に示されている今後の方向性に、「幼児児童生徒数の増減について見通しを立て、必要な普通教室を確保します。普通教室の児童生徒数については、国の学級編制基準に基づき小・中学部6人以内、高等部8人以内を原則とします。また、音楽や美術、体育等の学習が専用の教室で行えるように必要な特別教室を整備します。」と明記しています。児童生徒数の増加で過密・過大化が進み、現在県教育委員会が「児童生徒数等の増加に伴う一時的な対応をしている教室数」を445教室と国に報告しているにもかかわらずです。しかも、今後の幼児児童生徒数の見込みとして、「今後の知的障がい児童生徒数を試算すると、今後50年間は、グラフのとおり2,000名を若干超える程度で推移すると想像される。」*2としています。50年後には128人増加するとみています。真に普通教室を確保する、必要な特別教室を確保するというならば、今のままの対応ではなく、分校の設置や学校の新設が検討されなければなりません。

*1 長野県特別支援学校整備基本方針は、はじめに 1, 基本理念 2, 学びの改革 3, 学びの改革を支える環境整備の考え方 4, 特別支援学校の配置 5, その他などで構成される35ページの冊子。

*2 長野県特別支援学校整備基本方針 p23